

【試算例】 借入額3,000万円(融資率9割以下)、借入期間35年、元利均等返済、ボーナス返済なし、借入金利年1.09%※、平成29年9月30日以前申込受付の場合
 ※ 平成29年6月における返済期間が21年以上35年以下、融資率9割以下の場合の【フラット35】の最頻金利

【フラット35】地域活性化型なら【フラット35】より総返済額が **約38万円お得!**

【フラット35】地域活性化型と【フラット35】S(金利Bプラン)の併用なら
 【フラット35】より総返済額が **約83万円お得です!**

	【フラット35】	【フラット35】地域活性化型		【フラット35】地域活性化型と【フラット35】S(金利Bプラン)の併用	
借入金利	全期間 年1.09%	当初5年間 年0.84%	6年目以降 年1.09%	当初5年間 年0.54%	6年目以降 年1.09%
毎月の返済額	全期間 85,949円	当初5年間 82,467円	6年目以降 85,470円	当初5年間 78,407円	6年目以降 84,879円
総返済額	36,098,767円	35,717,124円		35,260,815円	
【フラット35】との比較(総返済額)	-	▲381,643円		▲837,952円	

取扱金融機関または住宅金融支援機構の審査の結果によっては、お客さまのご希望にそえない場合がありますので、あらかじめご了承ください。試算結果の数値は概算です。

(注) 上記総返済額には、融資手数料、物件検査手数料、機構団体信用生命保険の特約料※、火災保険料等は含まれず、別途お客さま負担となります。
 ※平成29年10月1日申込受付分から、団信の加入に必要な費用を住宅ローンの月々の返済金に含めた団信付きの【フラット35(買取型)】の取扱いを開始いたします。

《借入に当たっての注意事項》●【フラット35】は、民間金融機関と住宅金融支援機構が提携してご提供する全期間固定金利住宅ローンです。お申込みは、取扱金融機関となります。詳細はフラット35サイト(www.flat35.com)でご確認ください。●取扱金融機関または住宅金融支援機構の審査の結果によっては、お客さまのご希望にそえない場合がありますので、あらかじめご了承ください。●借入額は100万円以上8,000万円以下(1万円単位)で、建設費または購入価額(非住宅部分を除く。)以内となります。また、年取等、審査の結果によってはご希望の借入額まで借入れできない場合があります。●融資率とは、建設費または購入価額に対して、【フラット35】の借入額の占める割合をいいます。●融資手数料は、お客さま負担となります。融資手数料は取扱金融機関により異なります。●借入金利は、資金受取時の金利が適用となります。●【フラット35(買取型)】では、借入期間(20年以下・21年以上)、融資率(9割以下・9割超)に応じて、借入金利が異なります(【フラット35(保証型)】は取扱金融機関によって取扱いが異なります。)。借入金利は取扱金融機関により異なります。●借入金利は毎月見直されます。●融資率が9割を超える場合は、返済の確実性等をより慎重に審査します。●最長35年の返済が可能ですが、ただし、お客さまの年齢により借入期間が短くなる場合があります。●住宅金融支援機構の定める技術基準に適合していることについて、検査機関または適合証明技術者による物件検査を受ける必要があります。あわせて、新築住宅では、建築基準法に基づく検査済証が交付されていることを確認しています。物件検査手数料はお客さま負担となります。物件検査手数料は、検査機関または適合証明技術者により異なります。●【フラット35】子育て支援型・地域活性化型を利用する場合には、地方公共団体から「フラット35子育て支援型・地域活性化型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。●借入対象となる住宅及びその敷地に、【フラット35(買取型)】では住宅金融支援機構、【フラット35(保証型)】では取扱金融機関を抵当権とする第1順位の抵当権を設定していただきます。なお、抵当権の設定費用(登録免許税、司法書士報酬等)は、お客さま負担となります。●【フラット35(買取型)】では、借入対象となる住宅について、火災保険(損害保険会社の火災保険または法律の規定による火災共済)に加入していただきます(【フラット35(保証型)】は取扱金融機関によって取扱いが異なります。)。火災保険料は、お客さま負担となります。●万一の場合に備え、団体信用生命保険への加入をお勧めしています。【フラット35(買取型)】では、機構団体信用生命保険の特約料※はお客さま負担となります(【フラット35(保証型)】は取扱金融機関によって取扱いが異なります。)。また、健康上の理由等により、加入できない場合があります。●【フラット35】子育て支援型と【フラット35】地域活性化型を併用することはできません。●取扱金融機関の借入金利、融資手数料、返済額の試算等の詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)でご確認ください。●説明書(パンフレット等)は、お申込みを希望する取扱金融機関で入手できます。

おかえりふる里応援事業で住宅を取得される方は、
【フラット35】地域活性化型 がご利用いただけます。

【フラット35】地域活性化型とは、

当麻町と住宅金融支援機構が連携し、住宅取得に対するおかえりふる里応援事業とあわせて、【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。



平成**30年3月31日**までの申込受付分に適用(※)
 事前におかえりふる里応援事業補助金の申請が必要です。

金利引下げプラン	金利引下げ期間	金利引下げ幅
【フラット35】地域活性化型	当初 5年間	【フラット35】の借入金利から 年▲0.25%

(※) 【フラット35】地域活性化型には予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイトでお知らせします。
 (注1) 【フラット35】地域活性化型は、【フラット35】借換融資にはご利用できません。
 (注2) 【フラット35】地域活性化型は【フラット35】S等と併用することができます(中面をご覧ください。)

【フラット35】地域活性化型をご利用いただくための要件については、中面をご覧ください。

おかえりふる里応援事業に関する
お問い合わせ

本制度に関するお問い合わせ



補助金の詳細は当麻町ホームページで確認できます。

当麻町 おかえり 検索

まちづくり推進課

0166-84-2111

開庁時間：8:30~17:15(土、日、祝日、年末年始を除きます。)



www.flat35.com <【フラット35】サイト>

または

北海道支店 地域営業グループ

011-261-8306

営業時間：9:00~17:00(土、日、祝日、年末年始を除きます。)

【フラット35】地域活性化型 をご利用いただくための要件

【フラット35】地域活性化型をご利用いただくためには、

当麻町に補助金申請した上で、「【フラット35】地域活性化型利用対象証明書(※)」の交付を受ける必要があります。

おかえりふる里応援事業補助金の交付要件を満たせば【フラット35】地域活性化型をご利用いただけます。

(※)「【フラット35】地域活性化型利用対象証明書」の交付を受けるための条件については、機構北海道支店へご確認ください。

(注1) このほか、住宅の耐久性等の【フラット35】の技術基準やその他融資基準を満たす必要があります。各基準の詳細は、フラット35サイト (www.flat35.com) でご確認ください。

(注2) 本制度の効果および有効性を検証し、次年度の事業要件に反映させていくことを目的として、お客さまへのアンケート調査を実施します。ご協力をお願いします。

<【フラット35】地域活性化型 が利用できるおかえりふる里応援事業 >

●おかえりふる里応援事業について

親族の生活における様々な支援、見守りを推進し、定住化を促進することを目的に、愛着のあるふるさと「とうま」に帰り、町内に住宅を建築する方に対し、補助金を交付します。

■補助対象者(次のいずれにも該当する方)

- 過去に1年以上当麻町に居住し、転入前3年間当麻町に住所を有していない方で、町内に親族※1が居住している方。
- 当麻町内にきた住まいる住宅※2を新築し、当該住宅に居住する方。
- 対象者及び同一世帯に属する者全員が地方税等を滞納していないこと。

※1 親族: 当麻町に在住の直系二親等の血族関係又は姻族関係で繋がりを有する者。

※2 きた住まいる住宅: 北海道が定めたルールを守り、「安心で良質な家づくり」ができる住宅事業者を登録・公開する制度で省エネ・耐久・耐震性能の確保、BIS、BIS-Eなどの専門技術者による設計・施工、記録の保管、住宅ラベリングシート、住宅履歴の保管を行える住宅。

■補助金額

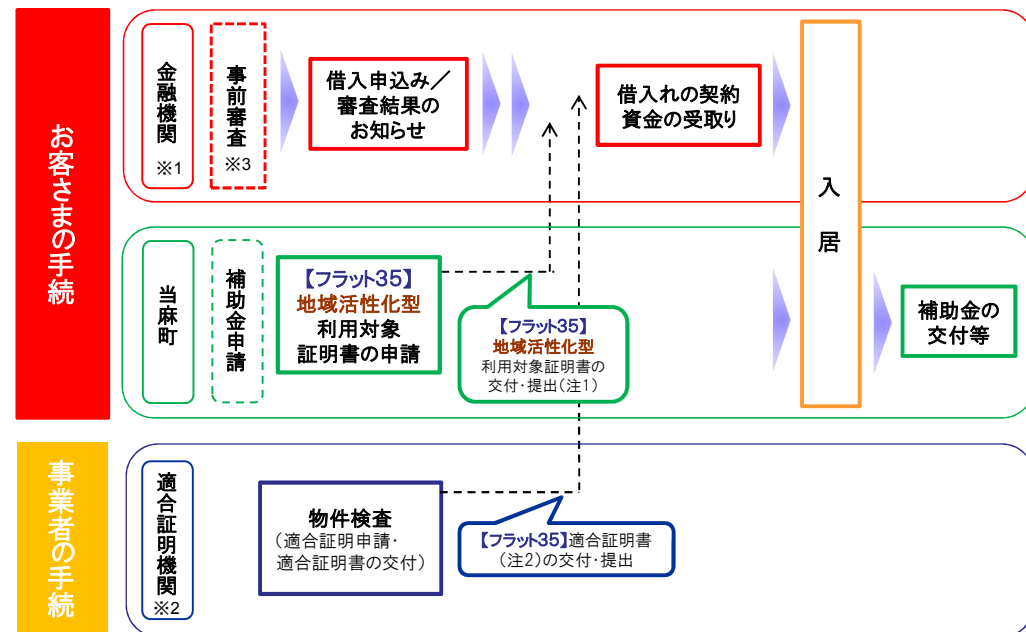
町産材を活用して住宅を新築する場合 **450万円**

町産材を活用しないで住宅を新築する場合 **200万円**

■補助金の交付対象

- 転入者の住宅建築完了後、引き続き5年間は町内に居住する親族を持つ転入者が居住するもの。
- 当麻町内に新築される戸建専用住宅又は店舗併用住宅のうち居住の用途に供する部分とする。
- 町産材を活用して新築される住宅の木材使用量は、全体の50パーセント以上使用されていること。
- 当麻町産材活用促進事業、国、道、当麻町の他事業からの交付金等を受けていない住宅とする。

【フラット35】地域活性化型 の利用手続の流れ



(注) 上図は、一般的な手続の流れを示しています。金融機関および適合証明機関における手続の順序は問いません。

ただし、注1【フラット35】地域活性化型利用対象証明書および注2【フラット35】適合証明書は、借入れの契約時までに金融機関へ提出する必要があります。

(※1) 借入申込みは、【フラット35】の取扱金融機関となります。

(※2) 適合証明機関は、検査機関または適合証明技術者(中古住宅購入の場合のみ)となります。

(※3) 取扱金融機関によって、事前審査を実施していない場合があります。事前審査は仮審査であり、借入申込後の正式な審査結果を約束するものではありません。

【フラット35】S との併用について

金利引下げの組み合わせ	金利の引下げの期間及び幅
【フラット35】地域活性化型 × 【フラット35】S (金利Aプラン)	平成29年9月30日以前に取扱金融機関に申し込まれた方 当初5年間 年▲0.55% 6年目から10年目まで 年▲0.3%
【フラット35】地域活性化型 × 【フラット35】S (金利Bプラン)	平成29年10月1日以後に取扱金融機関に申し込まれた方 当初5年間 年▲0.5% 6年目から10年目まで 年▲0.25%
【フラット35】地域活性化型 × 【フラット35】S (金利Aプラン)	平成29年9月30日以前に取扱金融機関に申し込まれた方 当初5年間 年▲0.55%
【フラット35】地域活性化型 × 【フラット35】S (金利Bプラン)	平成29年10月1日以後に取扱金融機関に申し込まれた方 当初5年間 年▲0.5%

※【フラット35】地域活性化型と【フラット35】リノベの併用については、住宅金融支援機構またはお申込み予定の金融機関にお問い合わせください。

(注) 【フラット35】地域活性化型と【フラット35】Sの併用に当たっては、【フラット35】地域活性化型の要件(中面参照)に加えて、【フラット35】Sの要件として、取得対象住宅が省エネルギー性、耐震性、バリアフリー性または耐久性・可変性の基準のうち、いずれか1つ以上の基準に適合する必要があります。基準の詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)をご覧ください。お客さまコールセンター(TEL 0120-0860-35)までお問い合わせください。【フラット35】地域活性化型および【フラット35】Sには予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了します。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイト(www.flat35.com)でお知らせします。